

【表紙】

【提出書類】	訂正意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 7 月13日
【報告者の名称】	株式会社山大
【報告者の所在地】	宮城県石巻市潮見町 2 番地の 3
【最寄りの連絡場所】	宮城県石巻市潮見町 2 番地の 3
【電話番号】	(0 2 2 5) 9 3 - 1 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部部長 加藤 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社山大 (宮城県石巻市潮見町 2 番地の 3) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「当社」とは、株式会社山大をいいます。
- (注 2) 本書中の「公開買付者」とは、ナイス株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【意見表明報告書の訂正届出書の提出理由】

当社が2026年6月2日付で提出した意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

3 買付け等の概要

4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 意見の根拠及び理由

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

株式併合

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年6月2日(火曜日)から2026年7月13日(月曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金601円
買付予定数の下限	402,600(株)(注1)
買付予定数の上限	—(株)

<後略>

(訂正後)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年6月2日(火曜日)から2026年7月28日(火曜日)まで(40営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金601円
買付予定数の下限	402,600(株)(注1)
買付予定数の上限	—(株)

<後略>

4【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

(2)【意見の根拠及び理由】

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

<前略>

以上より、当社は、2026年6月1日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

以上より、当社は、2026年6月1日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年6月2日から本公開買付けを開始したとのことですが、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様
に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、2026年7月13日、公開買付期間(以下に定義します。)
を2026年7月28日まで延長し、合計40営業日とすることを決定したとのことです。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項等を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令で定められた最短期間である20営業日より長期の30営業日としているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主に対して、本公開買付けへの応募について適切な判断の機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

(訂正後)

当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項等を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令で定められた最短期間である20営業日より長期の40営業日としているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主に対して、本公開買付けへの応募について適切な判断の機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

株式併合

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けの成立及び本並行買付けの実行後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを当社に要請する予定であるとのことです。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、2026年9月上旬頃の開催を予定しているとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けの成立及び本並行買付けの実行後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを当社に要請する予定であるとのことです。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、2026年9月下旬頃の開催を予定しているとのことです。

< 後略 >